

廃棄物管理施設の設工認における今後の審査の進め方について

1. はじめに

廃棄物管理施設の設工認における初回の審査会合（令和 5 年 9 月 1 日 第 492 回審査会合）において、今後の審査の進め方として、審査会合を残り 3 回に分けて説明すること及び各回で説明する条文の順序について説明を行った。

今後の審査の進め方として、準備する資料およびスケジュールについて説明する。

2. 第 2 回審査会合の準備状況

次回第 2 回審査会合に向けて準備中の説明資料は以下のとおり。

① 第 1 回審査会合のコメント回答資料

コメント回答を行う審査会合の回（第 2 回～第 4 回）と、回答方針を示した資料

② 第 2 回審査会合の技術基準の適合性の説明資料

第 2 回審査会合における説明条文^{*1}について、施設ごとの技術基準の適合性を説明する資料及びその根拠となる資料

③ 第 2 回審査会合の説明資料（パワーポイント資料）

第 2 回審査会合において説明する条文^{*1}に係る、設計仕様、技術基準の適合性、検査の項目及び方法などを示した資料

^{*1} 説明する条文については 3. にて述べる。

上記②③の説明資料については、第 1 回審査会合における指摘を踏まえて見直しを行っている。具体的には、技術基準の適合性の説明に必要な内容を洗い出して説明に不足が無いようにする、許可の設計方針及び設計仕様を示す、ソフトの運用についてはその成立性を説明する、といった点である。

3. 説明内容の変更とその理由

当初、第2回審査会合で説明するとした第八条の外部事象は、審査会合において竜巻対策など多くのコメントを受けたことから、根拠資料の準備に時間を要する見込みである。このため、第八条の根拠資料の準備を進める一方で、審査を継続して進めていただきたいことから既に準備を終えている条文について先行して説明することとしたい。

具体的には、第八条の外部事象は、廃液処理棟への竜巻防護壁の設置と、使用の停止に伴い追加する設備とあわせて、第4回の審査会合において説明することとし、第五条の地盤についても、竜巻防護壁の設置に関連するため第4回の審査会合で説明する。

一方、準備を終えた十二条の安全機能は第2回の審査会合で説明する。

上記の見直しにより、審査会合の各回における条文分けの考え方は以下のとおりとなる。

- 第2回 工事や設計方針の変更を伴わない設備
- 第3回 バックフィット及び新規に申請する設備
- 第4回 評価を含む追加設備（関連する評価を含む）

第2回及び第4回の審査会合における説明条文

説明条文	第2回	第4回	条文分けの考え方
第五条 地盤	× 	○	追加設備に関連する評価
第六条 地震		○	追加設備あり
第八条 外部事象	× 	○	追加設備あり
第九条 不法な侵入防止	○		変更なし
第十条 閉じ込め		○	追加設備あり
第十二条 安全機能	○ 	×	変更なし
第十五条 計測制御		○	追加設備あり
第十七条 受入・管理施設	○		変更なし
第十八条 処理・廃棄施設		○	追加設備あり

なお、第1回審査会合でコメントを受けた第十三条の材料及び構造については第3回の審査会合で説明する。

4. 今後のスケジュール

説明資料の提出

- ① 第1回審査会合のコメント回答資料 9月25日予定
- ② 第2回審査会合の技術基準の適合性の説明資料 9月25日予定
- ③ 第2回審査会合の説明資料（パワーポイント資料） 9月26日予定

なお、資料提出後の面談については別途調整させていただきたい。

希望スケジュール

月	9月	10月			
週	第4週	第1週	第2週	第3週	第4週
イベント	資料提出	面談/ コメント 対応	面談/ コメント 対応	コメント 対応	審査会合

以上